

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用している。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が1,322,526円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものである。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。そもそも、「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ず、支払猶予等配慮が必要である。

以上の現状を鑑み、政府においては、若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めを掛けるため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 一、速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、幼児教育無償化の実現や返済の必要がない高校生向け奨学給付金制度を含めて拡充すること。
 - 一、当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。
 - 一、大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充を実行すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

寝屋川市議会